

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 総務企画課	H21.4.1	駐車場使用契約(天満庁舎)	1,134,000	(株)NTT西日本アセット・プランニング九州支店 九州支店長 橋本重彰	地方機関再編に伴い天満庁舎に入居する県北水産産業普及指導センターの公用車駐車場として平成21年度より5台分必要となった。駐車場選定にあたり、物品・魚等の検体の搬入搬出が容易であり、かつ、まとめて5台分の駐車場が確保できる場所とし、天満庁舎に隣接するNTT西日本アセット・プランニングが所有する駐車場のみが対象となった。	第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	管理部 総務企画課	H21.4.1	県北振興局天満庁舎エレベーター保守業務委託	1,461,600	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス(株)長崎支店 支店長 吉田 伸文	緊急時のトラブル対応において、現在のエレベーターには三菱製の遠隔監視装置が搭載され、三菱電機ビルテクノサービスでは収集分析・異常監視が24時間可能であるが、他社では十分な対応が困難である。また、故障時の迅速な対応についても、同社は、自社製エレベーター部品を準備しているため対応できるが、他社では部品の種類によって、三菱への発注を要するため、対応できない場合が起こりえる。	第167条の2 第1項第2号
3	県北振興局	管理部 総務企画課	H21.4.1	県北振興局天満庁舎保安警備業務委託	693,000	長崎市旭町3-6 長崎総合警備株式会社 代表取締役社長 山田 俊治	当該業務は契約相手方設置のセキュリティーボックスを使用した機械による無人警備であり、新たにシステムを導入する場合の経費及び機械設置の期間の有人警備がかかること。 また、機械警備にあたって、入居団体負担となるカード(必要配布外のカード)が新たに経費となることから、現在の契約相手に特定される。	第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	管理部 総務企画課	H22.2.5	県北振興局天満庁舎直流電源装置改修工事	6,300,000	福岡県春日市日の出町2丁目45番地 日立バッテリー販売サービス株式会社 九州営業所 所長 藤田 房夫	改修にあたっては、現在の装置を丸ごと替える新設の場合と既存の装置をできるだけ流用する場合の工事費用について、比較検討した。見積書を徴した結果、次の場合が低価格であり、効果的であると判断された。 非常用直流電源装置は、流用し、必要最低限の部品のみ取り替える。 アルカリ据置蓄電池は寿命のため、制御弁式据置鉛蓄電池に交換(新設)する。 上記の工事内容では、既存(流用)部分と取替部分の部品の互換性が必要であるが、同一メーカー以外では、互換性がないため、当該非常用直流電源装置の製造メーカー新神戸電機(株)のグループ会社であり、メンテナンスを担う日立バッテリー販売株式会社九州営業所への1者随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県北振興局	農林部 用地管理課	H21.9.28	県営畑地帯総合整備事業飯良地区換地事務委託	1,127,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱第2条に揚げる委託業務については、第3条の規定により、市町村、土地改良区又はその他県が特別に認めた者に委託することができることとされている。換地事務委託については、事業を円滑に進めるため、現地の状況に精通し、機密保持のための公的信用性を満たしていることが必要である。本地区においては土地改良区が設立されておらず、委託先は佐世保市以外にない。	第167条の2 第1項第2号
6	県北振興局	農林部 森林土木課	H22.2.17	坊方地区予防治山工事分筆登記委託	1,167,776	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事長 峰 忠彦	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。</p> <p>契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業者は地域や業務内容により最も適当と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>委託料は、中央用地対策協議会が定めた基準(案)を基に「嘱託登記事務委託取扱要領」第10号第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要な者を積み上げ支払うこの方法は、理にかなっている。</p> <p>また、単価は毎年労務単価の改定に合わせて改定しており、その価格は実勢価格より安価に設定されているため、競争入札と比較しても不経済とは言えない。</p> <p>以上より、現時点ではその性質又は目的が競争入札に適さないと判断し、相手方を公嘱協会1者に特定することは、確実な履行が期待できるうえ、経済性も確保されているため、合理性があると判断される。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県北振興局	建設部 管理第二課	H21.4.1	小値賀漁港及び斑漁港 の環境整備施設にかか る管理業務委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町 笛吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法の規定により漁港管理者が管理することになっており、漁港施設と一体的に管理を行う必要がある。小値賀町は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃及び使用許可等の事務を行っているため。	第167条の2 第1項 第2号
8	県北振興局	建設部 管理第二課	H21.4.1	彼杵港港湾環境施設管 理業務委託	1,940,000	東彼杵町蔵本郷1850-6 東彼杵町長 紙谷 修	港湾区域内に存在する彼杵港緑地の維持管理は、港湾施設と一体的に行う必要がある。東彼杵町は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、港湾施設の軽微な維持補修、港内の清掃及び使用許可等の事務を行っているため。	第167条の2 第1項 第2号
9	県北振興局	建設部 管理第二課	H21.12.7	平漁港公有水面埋立地 表題登記(8-14)業務委 託	3,204,285	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適している。以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	建設部 管理第二課	H21.12.7	平漁港公有水面埋立地 表題登記(12-24)業務 委託	2,001,153	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適している。以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県北振興局	管理第二課 田平駐在	H21.4.1	館浦漁港、生月漁港、 大根坂漁港 緑地等管理業務委託	1,824,200	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 白濱 信	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
12	県北振興局	管理第二課 田平駐在	H21.4.1	松浦港、調川港、福島港 港湾緑地管理業務委託	2,078,300	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広郁洋	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
13	県北振興局	建設部 管理第二課 大瀬戸駐在	H21.6.15	平成21年度国県道道路 緑地(大瀬戸地区)維持 管理工事	1,656,039	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12 (社)西海市シルバー人材セン ター 理事長 濱田 博之	社団法人西海市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益法人である。 西海市の高齢化率は3割(人口32,329人、うち65歳以上10,162人(H21.3.31))を超えている。また、西海市地域の有効求人倍率は0.38(平成20年度)と県平均(0.45)国平均(0.54)と比較すると大幅に低く、高齢者の市内の就業機会は困難であることから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条、第40条の趣旨により、委託内容に見合った活動を積極的に行っている団体に対して高齢者の就業支援を直接的・間接的に行う必要がある。 西海市地域が高齢者にとって就業困難な地域であること、かつ県も高齢者等の雇用の安定等に関する法律の第5条により、高齢者の雇用の責務として規定されているため。	第167条の2 第1項第3号
14	県北振興局	建設部 用地第一課ほか	H21.5.1	用地取得事務委託	41,538,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
15	県北振興局	建設部 用地第一課	H21.8.3	用地取得事務委託	7,176,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市土地開発公社 理事長 川田 洋	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県北振興局	用地第二課	H21.7.1	公共用地取得事務委託	2,902,000	長崎市元船町17番1号 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
17	県北振興局	用地第二課	H21.8.31	日野川広域河川改修工事に伴う不動産鑑定評価	1,315,650	佐世保市高砂町3番1号 (有)大野総合鑑定事務所 代表取締役 大野 敏行	当業務は、河川事業予定地の不動産鑑定を依頼するものである。 不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。 また、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合させる必要があるため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。以上により、当業務はその性質及び目的が競争入札に適さず、当該鑑定業者(鑑定士)が本要件に合致し、相手方として特定される。	第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	用地第二課	H21.9.1	用地取得事務委託	794,000	佐世保市八幡町1番10号 佐世保市土地開発公社 理事長 川田 洋	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
19	県北振興局	用地第二課	H22.2.26	主要地方道佐世保吉井松浦線道路改良工事に伴う土地鑑定評価	1,670,550	佐世保市折橋町54番80 山本鑑定評価事務所 山本潤二	当業務は、道路事業予定地の不動産鑑定を依頼するものである。 不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。 また、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合させる必要があるため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。以上により、当業務はその性質及び目的が競争入札に適さず、当該鑑定業者(鑑定士)が本要件に合致し、相手方として特定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	県北振興局	建設部 道路建設第一課 ほか	H21.5.1	平成21年度施行体制点 検業務委託	8,595,300	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施行管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
21	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H21.6.1	平成21年度設計積算及 び工事管理業務委託 (道路建設第一課(第1 回)契約)	3,888,150	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は、設計積算・工事管理等一定の技術が必要とし、積算については秘密事項であるなど特殊である。本業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであり、また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公正性、中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 道路建設第1課	H21.10.13	一般県道平瀬佐世保線 橋梁暴露試験分析評価 委託	2,404,500	東京都台東区台東1-6-4 (財)土木研究センター	本業務は、架橋地点で暴露試験を行い、腐食量を測定評価し、耐鋼性鋼材の適否の判断を行うものであるが、非常に高い技術を要求される。このような業務は一般の建設コンサルタントでは実績がなく、鉄鋼メーカーの研究所や関連調査会社などは実績はあるが、使用鋼材が特定され著しく中立性を欠く。財団法人土木研究センターは、上記で要求される技術と実績があり、中立性の高い唯一の研究機関である。一般建設コンサルタントに聞き取りによる確認をおこなった所、技術的に実施できないとの返事を受けた。本業務は、過年度に設置した試験片に対し暴露試験を行い、腐食量を測定評価する必要があるが、財団法人土木研究センターは唯一業務を遂行できるため、随意契約とする。	第167条の2 第1項第2号
23	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H21.12.1	平成21年度設計積算及 び工事管理業務委託 (道路建設第一課(第2 回)契約)	1,302,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は、設計積算・工事管理等一定の技術が必要とし、積算については秘密事項であるなど特殊である。本業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであり、また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公正性、中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H21.5.27	平成21年度設計積算及び 工事管理業務委託 (道路建設第二課(第1 回)契約)	9,552,900	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
25	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H21.6.5	主要地方道佐々鹿町江 迎線橋梁整備事業	189,231,000	佐世保市白南風町1番10号 松浦鉄道株式会社 代表取締役 吉武 一彦	施工箇所が線路沿いとのもので、工事の効率的な執行を図るためには鉄道工事施工能力業者を保有している松浦鉄道株式会社以外に見当たらないため。	第167条の2 第1項第2号
26	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H21.6.24	神浦山手線現場技術業 務委託	12,810,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
27	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H21.6.26	平成21年度設計積算及び 工事管理業務委託 (道路建設第二課(第2 回)契約)	12,627,300	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は、設計積算・工事管理等一定の技術が必要とし、積算については秘密事項であるなど特殊である。本業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであり、また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公正性、中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H21.4.1	棚方崎真申線街路改良 工事(仮橋工その2)	2,205,000	佐世保市吉井町橋川内156 (株)県北總建 代表取締役 野見山 英生	棚方崎真申線の海域埋立部の乗り入れのための 進入路として仮橋を設置しているが、工事完了後 も、埋立工事や道路本体の造成工事等の唯一の進 入路として利用するため、引き続き仮橋 を存置しなければならない。「土木工事標準積算基 準書(参考資料)長崎県土木部」第 編第5章 - 2-4により、前工事において設置した仮設物(指定 工法、任意工法)を継続して使用することを契約条 件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積 算(撤去も含む)については、原則として、仮設物を 設置した請負業者との随意契約により行うものと定 められているため、今回随意契約をおこなうもので ある。	第167条の2 第1項第2号
29	県北振興局	道路建設第二課	H21.9.1	用地測量・分筆登記業 務委託	1,128,352	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記士地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、士地家屋調 査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業 を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要 な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申 請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的と して設立された県内唯一の社団法人である。 また、測量・分筆登記業務を委託する土地は、広 さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単 価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に 適っている。 以上により、相手方が一者に特定される。	第167条の2 第1項第2号
30	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.1.12	平成21年度設計積算及 び工事管理業務委託 (道路建設第二課(第3 回)契約)	3,416,700	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は、設計積算・工事管理等一定の技術を必要 とし、積算については秘密事項であるなど特殊で ある。本業務が土木事業の効率的な執行を図るた めに「財団法人長崎県建設技術研究センターに委 託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」 に基づき委託を行うものであり、また当法人は、県関 係機関であり業務の守秘や、公正性、中立性からも 適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H22.3.15	一般県道志方江迎線仮 橋保守点検工事	3,395,700	佐世保市東浜町879-4 (株)西部工建 代表取締役 太田 義裕	本工事は、平成21年度の一般県道志方江迎線道路 改良工事(橋梁下部工)において設置した仮橋の保 守点検及び仮設材の賃料を計上するものである。 (株)西部工建は、仮橋を設置した業者であり、仮橋の 構造、耐久性等、設計に係る情報を所有していると ともに、仮橋を構成する鋼材のリース契約者でもあ る。そのため適正な施工の確保、工品質の確保を 図るための適切な工事監督を行うためには、(株)西部 工建が唯一の契約相手と判断するため、随意契約 を締結するものである。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円



平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H21.5.25	平成21年度設計積算及び 工事管理業務委託 (道路維持第一課(第1 回)契約)	14,250,600	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
33	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H21.7.9	平成21年度設計積算及び 工事管理業務委託 (道路維持第一課(第2 回)契約)	12,586,350	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
34	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H21.7.9	平成21年度設計積算及び 工事管理業務委託 (道路維持第一課(第3 回)契約)	5,706,750	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
35	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.4.1	一般県道斑浜津線橋梁 補修工事(現場管理業 務委託)	6,195,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.4.6	一般国道383号橋梁補修工事(岩の上大橋重点監督業務委託)	7,455,000	大村市池田町2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
37	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.5.1	一般県道小値賀循環線外2線道路維持管理委託	3,235,050	北松浦郡小値賀町 笛吹郷2376番地 小値賀町長 山田 憲道	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(小値賀島)での道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
38	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.5.1	一般県道宇久島循環線道路維持管理委託	3,946,950	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(宇久島)での道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
39	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.5.20	平成21年度設計積算及び工事管理業務委託(道路維持第二課(第1回契約))	8,079,750	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は、設計積算・工事管理等一定の技術を必要とし、積算については秘密事項であるなど特殊である。本業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであり、また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公正性、中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
40	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.6.29	平成21年度設計積算及び工事管理業務委託(道路維持第二課(第2回)契約)	13,353,900	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	本業務は、設計積算・工事管理等一定の技術を必要とし、積算については秘密事項であるなど特殊である。本業務が土木事業の効率的な執行を図るために「財団法人長崎県建設技術研究センターに委託する設計積算、工事管理業務の事務処理要領」に基づき委託を行うものであり、また当法人は、県関係機関であり業務の守秘や、公正性、中立性からも適当であるため。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H21.7.31	主要地方道平戸田平線 橋梁補修工事(小水橋 重点監督業務委託)	10,605,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
42	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H22.3.30	主要地方道平戸生月線 道路災害防除工事(生 月大橋本復旧)	38,325,000	長崎市大黒町9番22号大久保 大黒ビル201号 大島・三菱特定建設工事共同 企業体 株式会社 大島造船所長崎 営業所 所長 小川 泰生	平成21年12月8日、生月大橋(橋長960m)において、橋梁部材のひび割れを確認し、交通の安全を確保するため、片側交互通行措置(車両荷重軽減)を行った。その後ひび割れの進展による部材の破断を防ぐとともに、本復旧までの当面の安全性を確保するため、ひび割れ部のあて板補強及び鋼棒による補強等の応急対策工事を行い、平成22年1月9日に片側交互通行規制の解除を行った。交通規制の解除は行ったものの、応急対策工事では長期の安全性は補償されておらず、また、20tを超える特殊車の通行止めも解除されていないため、早期に本工事である本復旧工事に着手し、安全性に十分考慮した上で、短期間で工事を実施し、強風の影響が懸念される台風時期までには、恒久的な復旧を行わなければならない。この工事を安全かつ確実に短期間で実施するためには、生月大橋の構造についての知識を有し、且つ、損傷の状況、応急対策工事の内容や施工時の状況について非常に熟知していなければならない。(株)大島造船所は、現在、県内で鋼製の長大橋の施工実績を持つ唯一の会社であり、昭和63年度～平成2年度に生月大橋上部工の製作工事を行っているため、生月大橋の構造についての知識を有している。また今回の損傷に伴う応急対策工事(長崎県道路公社発注)を実施しており、今回の損傷状況、応急対策工事の内容、施工時の状況等に非常に熟知している。三菱重工鉄構エンジニアリング(株)は、昭和63年～平成3年にかけて、当時三菱重工(株)として、生月大橋の今回復旧を行う部分の製作・架設を行っており、生月大橋の今回損傷箇所の構造についての知識を有している。また当該橋梁の特性を熟知していることから、今回の損傷に伴う応急対策工事(長崎県道路公社発注)においては、応急対策工法の検討並びに工事中の技術的指導をおこなっており、今回の損傷や応急対策工法の内容に非常に熟知している。以上の理由により、(株)大島造船所と三菱重工鉄構エンジニアリング(株)の特定建設工事共同企業体が適当と判断した。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	県北振興局	建設部 河川防災課	H21.7.31	河通川通常砂防工事他 4地区(現場監理委託)	8,715,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
44	県北振興局	建設部 河川防災課	H21.7.31	鷲尾岳地区地すべり対策工事(金ノ坂排水トンネル現場監理委託)	9,240,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
45	県北振興局	建設部 河川防災課	H21.12.28	土砂災害防止法 事前縦覧業務委託 (中央地区)	1,890,000	諫早市栄田町2-1 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ボラン ティア協会 理事長 瓜生 宣憲	県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則」(長崎県規則第62条 平成16年8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。 当委託業務は、事前縦覧の中で当該地区の住民等を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明を行うためには、土砂法及び土砂災害に関する全般について、相当な知識とともに適切な説明能力が求められる。 そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住民への行政的な対応経験を持つ会員で構成されるNPO法人長崎県治水砂防ボランティア協会と随意契約を行う。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	県北振興局	建設部 河川防災課	H22.1.14	土砂災害防止法 事前縦覧業務委託 (北地区)	3,990,000	諫早市栄田町2-1 特定非営利活動法人 長崎県治水砂防ボラン ティア協会 理事長 瓜生 宣憲	<p>県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めている。指定に際しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則」(長崎県規則第62条 平成16年8月31日)により区域の範囲、指定の目的、特別警戒区域内での土地の利用制限や建築物の構造規制等を事前に周知するため、2週間かけて一般へ必要な説明を行う事前縦覧を行っている。</p> <p>当委託業務は、事前縦覧の中で当該地区の住民等を対象として、公民館等で直接個別に説明を行う業務全般を委託するもので、不特定多数の住民への個別説明を行うためには、土砂法及び土砂災害に関する全般について、相当な知識とともに適切な説明能力が求められる。</p> <p>そのため、土砂災害対策に関する豊富な経験と知識や住民への行政的な対応経験を持つ会員で構成されるNPO法人長崎県治水砂防ボランティア協会と随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号
47	県北振興局	建設部 河川防災課	H22.2.12	大野川分筆登記業務委託	1,328,302	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 峰 忠彦	<p>当該業務は、民地への河川護岸の越境を解消するため、分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。</p> <p>業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。</p> <p>また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり 業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。</p> <p>なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。</p> <p>以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
48	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.5.29	阿翁浦地区 広域漁港整備工事 (阿翁浦漁港 工事監督 補助業務委託)	24,675,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	当業務は、近年の入札制度改革や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行等により、公共工事の適正な施工管理および品質確保が求められている中で、公共工事の現場管理体制を強化するための外部委託業務である。また、当該業務の対象工事は、全国でも有数のトラフグ養殖場に隣接しており、水生生物の生態系に特に配慮を行う必要がある。このような中、本業務を円滑に遂行できるのは、水産土木事業に豊富な知見と技術を保有し、県内の実績も多数あり、公正な立場から支援を期待できる当センター以外なかったため。	第167条の2 第1項第2号
49	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.6.22	小値賀地区広域漁港整備工事(積算業務委託)	6,825,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務の遂行には、全国的にも事例が少ない特殊な工法を用いており、先進的な技術と、高度な知識が必要となる。また、品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること、品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等の条件を満足する者は、当センター以外にないため。	第167条の2 第1項第2号
50	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.7.21	県北・大瀬戸地区港湾事業現場技術業務委託	10,080,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
51	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.7.21	田平地区港湾事業現場技術業務委託	10,080,000	大村市池田2丁目1311-3 (財) 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.8.27	小音琴地区道路拡幅工 事	96,056,100	福岡市博多区博多駅東2-1 0-7 九州地方整備局長 岡本 博	川棚港の臨港道路整備工事において、国道205号と臨港道路との交差点部で国道205号から臨港道路へ進入する場合に現在のままでは、交通に支障をきたすと考えられるため国道205号の拡幅工事を行う必要がある。この拡幅工事に伴い国道管理上の問題が発生するため、九州地方整備局以外に国道管理ができないことから随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
53	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.9.14	小値賀地区 広域漁港整備工事 (工事監督補助業務委託)	9,817,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務の遂行には、全国的にも事例が少ない特殊な工法を用いており、先進的な技術と、高度な知識が必要となる。また、品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること、品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等の条件を満足する者は、当センター以外にないため。	第167条の2 第1項第2号
54	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.9.14	田平地区漁港事業 工事監督補助業務委託	7,087,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務の施工地区は、県内でも有数の漁業が盛んな地区であり、港内には養殖イケスの設置も多く、水質改善、環境対策が求められるため、本業務遂行には、漁港周辺海域の環境改善技術、水生生物の生態系に配慮するなど高度な水産技術を必要とする。また、品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること、品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等の条件を満足する者は、当センター以外にないため。	第167条の2 第1項第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
55	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H21.11.17	平地区 広域漁港整備工事 (工事監督補助業務委託)	7,665,000	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	今回、工事監督業務を行う近海では、かます漁等が盛んに行われていることから、漁業への影響にはとりわけ配慮する必要があるため、本業務遂行には、漁港周辺水域の環境改善技術、水生生物の生態系に配慮するなど高度な水産技術を必要とする。また、品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること、品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等の条件を満足する者は、当センター以外にないため。	第167条の2 第1項第2号
56	県北振興局	建設部 港湾漁港課	H22.1.8	小値賀地区広域漁港整備工事(積算業務委託その2)	3,958,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務の施工箇所は、漁業の荷捌き所等に隣接し、工事による漁業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系への配慮といった高度な水産技術を必要とする。また、品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること、品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事を発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等の条件を満足する者は、当センター以外にないため。	第167条の2 第1項第2号
57	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	H21.4.1	平成21年度県道維持管理委託契約	3,451,000	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広郁洋	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(鷹島、福島)で道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号



平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
58	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H21.8.25	主要地方道崎戸大島線 道路災害防除工事(切 取防護柵工)	3,045,000	西海市大島町6283-1 有限会社塔建 代表取締役 玉崎孝雄	西海市崎戸町と大島町を縦断する主要地方道崎戸大島線の大島町蛤地区において、平成21年7月29日20:10頃発生した道路斜面からの落石及び現地斜面に残る浮石の状況により、道路管理者として安全を確保するため、全面通行止めとした。これらより迂回路への誘導員確保、現地への侵入禁止措置、現地道路開放(大型車対応)へ向けた対策措置等の早急な対応が生じ、現地周辺において、1.近隣で迅速に対応できる、2.対応できる社員数を有している、3.仮設工事に対応できる資材・装備有している、4.過去に同様な実績を有している等の条件により、大島町に会社を有する(有)塔建が適当と判断した。	第167条の2 第1項第2号